平鹿地域局庁舎内手動式パイプゲート設置工事

図面リスト

番号	図面番号	図面名称	縮尺
1		表紙・図面リスト	
2	Ａ－０１	建築改修工事特記仕様書（Ⅰ）	1/−
3	Ａ－０２	建築改修工事特記仕様書（Ⅱ）	1/−
4	Ａ－０３	建築改修工事特記仕様書（Ⅲ）	1/−
5	Ａ－０４	案内図、配置図、工事概要、仕上げ表	1/300
6	Ａ－０５	１階平面図、天井伏図	1/200
7	Ａ－０６	平面詳細図、断面詳細図、展開図	1/50
8			
7			

建築改修工事特記仕様書（Ⅰ）

（令和8年改訂版）　令和8年5月1日以降適用

Ⅰ　工事概要

1　工事名　平鹿地域局庁舎手動式パイプゲート設置工事
2　工事場所　横手市平鹿町浅舞字覚町後138
3　用途地域等　都市計画区域（⊙内　・外　）
用途地域（準工業地域）
防火地域等（・防火　・準防火　⊙法第22条指定区域　⊙指定無し）
その他の地域・区域（　）
4　主要用途　保育所
5　敷地面積　㎡
6　その他の条件　垂直積雪量（m）　2．0m　風速（Vo）　⊙30　・32　・34
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ
7　改修内容　（対象棟、工事種別、改修部位等）
・庁舎内に間仕切り用手動式パイプゲートを設置する
・設置に伴う一部天井解体・再仕上げ補修
・設置に伴う内壁等補修
・
・
・

Ⅱ　建築改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下、「改修標準仕様書」という。)」、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下、「標準仕様書」という。)」、「建築物解体工事共通仕様書令和4年版(以下、「解体共通仕様書」という。)」及び「建築工事標準詳細図(令和4年版)(以下、「標準詳細図」という。)」による。

2　特記仕様書の適用等
(1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、⊙印のついたものを適用する。⊙印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と⊗印がついた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の(　)内表示番号は改修標準仕様書、<　>内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

3　特記仕様書の範囲
特記仕様書は、本特記仕様書の他、以下の⊙印のものを適用する
・建築工事特記仕様書　⊙電気設備改修工事特記仕様書　⊙機械設備改修工事特記仕様書

① 一般共通事項

① 適用基準等
建築工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）（平成16年版）
公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）　（一般社団法人公共建築協会）（令和5年版）
営繕工事写真撮影要領（令和5年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）

2 工事実績情報システム（コリンズ）への登録
登録する　(1.1.4)

3 情報共有システムの活用
※本工事は、「秋田県営繕工事情報共有システム試行要領」に基づき実施する。　(1.1.5)
・発注者指定型
(1) 本工事は、情報共有システム活用の対象として発注者が指定する工事である。
(2) 情報共有システムの活用に要する費用は共通仮設費に計上している。
※受注者希望型
(1) 本工事は、情報共有システム活用を前提とした積算は行っていない。
(2) 情報共有システムの活用を希望する場合は、契約後速やかに、活用の可否について監督員と協議すること。
(3) 情報共有システムを活用する場合は、その費用について設計変更の対象とする。

4 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用
※受注者は、本工事において建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）を活用し、「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施要綱」及び「秋田県建設キャリアアップシステムに関する営繕課運用」に基づいて実施するものとする。
※本工事はCCUS活用にかかる費用として、共通仮設費にカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）を以下のとおり当初数量で計上している。
工期（　）ヶ月　×　1,000円（税抜）／月　＝（　）円（税抜）

5 工事の余裕期間
・発注者指定方式　・任意着手方式
適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。

6 技術者の専任
※契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。
・契約締結後、　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
※工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。

7 概成工期
工事期間より　日前　(1.2.1)

8 女性技術者活躍モデル工事の対象
・発注者指定型
(1) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要領」に基づいて実施するものとする。
(2) 快適トイレ（女性専用）の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。
(3) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。
※受注者希望型
(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。
(2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要領」に基づいて実施するものとする。
(3) 快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき設計変更の対象とする。
(4) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。

9 電気保安技術者
配置する　(1.3.3)

10 週休2日制工事の対象
※発注者指定型
週休2日制工事の実施については、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する運用（営繕工事）」に基づいて実施ものとする。

⊙受注者希望型
(1) 週休2日制工事の実施については、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する運用（営繕工事）」に基づいて実施するものとする。
(2) 発注者は、契約後速やかに、週休2日への取組みについて監督員と協議すること。

⑪ 施工条件　(1.3.5)
関連工事による施工時期の調整　・有（内容：　）　・無
施工時期・時間の制限　※指定しない　・
部位別施工順序　※指定しない　・図示による
工事用車両の駐車場所　⊙有（図示）　・無
資機材置場所　⊙有（図示）　・無
関係機関等との協議の未成立事項　・有（内容：　）　・無
関係機関等との協議結果　・有（内容：　）　・無

⑫ 施工中の環境保全等
「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年建設省告示第1536号）」に基づき、指定された建設機械を使用する。　(1.3.11)
「建設機械に関する技術指針（平成3年建設省通知第247号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。　(1.3.11)

⑬ 発生材の処理等
特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材　(1.3.12)

種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離(km)
コンクリート塊	
アスファルト塊	
建設発生木材	

特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理　(1.3.12)

種類	処分施設の名称・住所・搬出距離(km)
石膏ボード	㈱羽後環境　秋田県雄勝郡羽後町新町字大又20-1　15.59km
木くず	㈱クリーンカンパニー　秋田県雄勝郡羽後町新町字大又29-2　15.38km
金属くず	

引き渡しを要するもの　(1.3.12)
現場再利用発生材　・有（　）　・無

特別管理産業廃棄物　・有（　）　・無　(1.3.12)
石綿　含有建材　・有（　）　・無
受入施設名　秋田県環境保全センター（大仙市協和上淀川）、　km
飛散性石綿の使用状況

室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他

非飛散性石綿成形板の使用状況

室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他

PCB含有製品の処理
・PCB（ポリ塩化ビフェニル）含有機器　・有（　）　・無
有の場合、電気照明器具等のPCBを含有する機器は、当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき施設管理者に引き渡すこと。
・PCB含有シーリング材　・有　・無　・不明(含有分析検査を行う）
CCA処理木材及び石膏ボード製品の処分について　・該当　・非該当
次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。

種類	処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)
・CCA処理木材	
・ひ素混入石膏ボード（小名浜吉野石膏㈱いわき工場　昭和48年3月～平成9年4月に製造）	※管理型最終処分場で埋立処分すること 秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、　km
・カドミウム含有石膏ボード（日東石膏ボード㈱八戸工場　平成4年10月～平成9年4月に製造）	※管理型最終処分場で埋立処分すること 秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、　km
・	

参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（案）（平成24年3月国土交通省）
建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)の利用
※適用する　・適用しない
搬入する建設資材
本工事では、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等で次表の建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所に掲示する。加えて、建設発生土を「再生資源利用計画」に記載した搬入元から搬入したときは、所定の様式(秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書）により速やかに搬入元に受領書を交付するものとする。

次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事
1　体積が500m³以上である土砂
2　重量が500t以上である砕石
3　重量が200t以上である加熱アスファルト混合物
4　重量が50t以上であるコンクリート
5　重量が50t以上であるコンクリート及び鉄から成る建設資材
6　重量が10t以上である木材
7　重量が0.1t以上である塩化ビニール管・継手
8　重量が0.1t以上である石膏ボード

搬出する建設発生材　(1.3.12)
本工事では、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等で次表の建設発生材を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示する。加えて、建設発生土を搬出する工事において「再生資源利用促進計画」を作成する場合は、以下の各項目に関しても実施するものとする。
(1) 500m3以上の建設発生土を搬出する工事においては、「土壌汚染対策法の手続き状況」及び「建設発生土の搬出先における盛土規制法などの各種法令に関する許可状況等」を事前に確認し、その結果を「再生資源利用促進計画」の添付資料として監督職員に提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示しなければならない。確認結果表作成に当たっての解説及び様式については、秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について」によるものとする。
(2) 500m3以上の建設発生土を搬出する工事においては、建設発生土を運搬する者に対し、搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに(1)に関する内容を所定の様式(秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂搬出に関する通知書)により通知しなければならない。なお、内容に変更があった場合も同様とする。
(3) 建設発生土を計画に記載した搬出先に搬出したときは、所定の様式(秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書)により速やかに搬出先に受領書の交付を求め、搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを工事完成後5年間保存するものとする。

次の各号の一に該当する建設資材を搬出する工事
1　体積が500m³以上である建設発生土
2　コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上であるもの
3　重量が0.3t以上である建設汚泥
4　重量が0.3t以上である建設混合廃棄物
5　重量が0.1t以上である金属くず
6　重量が0.1t以上である廃塩化ビニール管・継手
7　重量が0.1t以上である廃プラスチック
8　重量が0.1t以上である紙くず
9　重量が0.1t以上である廃石膏ボード
10　重量が0.1t以上である石綿

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した工事　(1.3.12)
再資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員へ提出する。また、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存するものとする。
産業廃棄物税
本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理するものとする。

14 交通安全管理　(1.3.9)
関係機関との協議
・必要（関係機関：　）　・必要なし
交通誘導員
・配置する（・警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務　・任意　）　（　人・日）
・配置しない
特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号）及び秋田県公安委員会告示第94号(令和2年9月29日)による。

⑮ 事故報告
工事施工中に事故・災害が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故の全容が判明次第、指示する事故報告書により速やかに監督職員に提出すること。　(1.3.10)

⑯ 既存部分等への処置
既存部分の養生　⊙必要（養生部分　）　・必要なし　(1.3.13)

⑰ 建築材料等
本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。
1　JIS及びJASマーク表示のある材料
2　エコマーク認定製品（(公財)日本環境協会）
3　秋田県認定リサイクル製品
4　建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新年版）（(一社)公共建築協会）（以下「評価名簿」という。)に記載の製品
5　以下の①～⑥の事項を満たす材料製造業者等が製造した材料
①品質及び性能に関する試験データが整備していること。
②生産施設及び品質の管理が適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。
なお、5の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する証明書の写し等を監督職員に提出して承諾をうけるものとする。
また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。

⑱ 化学物質を放散する建築材料等
建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
(2) 接着材及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難発性の可塑材を除く)が添加されていない材料を使用する。
(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

⑲ 特別な材料の工法
改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法によるものとする。

20 施工数量調査
施工数量調査　(1.6.2)

調査項目	調査範囲	調査方法	成果品

既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。　(1.6.3)

㉑ 技能士
適用する　(1.7.2)
適用職種（一級、単一等級の職種作業）
とび(・とび作業）　鉄筋施工(・鉄筋組立作業）　コンクリート圧送施工(・コンクリート圧送工事作業）　型枠施工(・型枠工事作業）　鉄骨(・構造物鉄工作業）　ブロック建築(・コンクリートブロック工事作業）　ALCパネル施工(・ALCパネル工事作業）　防水施行(・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系シート防水工事作業・塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業・シーリング防水工事作業・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・FRP防水工事作業・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）　石材施工(・石張り作業）　タイル張り(・タイル張り作業）　建築大工(⊙大工工事作業）　建築板金(・内外装板金作業）　左官(・左官作業）　内装仕上げ施工(・鋼製下地工事作業）　サッシ施工(・ビル用サッシ施工作業）　自動ドア施工(・自動ドア施工）　ガラス施工(・ガラス工事作業）　カーテンウォール施工(・金属製カーテンウォール工事作業）　塗装(⊙建築塗装作業）　内装仕上げ施工(・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ工事作業・木質系床仕上げ工事作業⊙ボード仕上げ工事作業）　表装(・壁装作業）　熱絶縁施工(・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）　内装仕上げ施工(・カーテン工事作業）　路面標示施工(・溶融ペイントハンドマーカー工事作業・加熱ペイントマシンマーカー工事作業）　造園(・造園工事作業）

22 見本施工
仕上がり程度の判断ができる見本施工の実施　(1.7.5)
実施する部位：

23 化学物質の濃度測定
次の室の揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。
測定対象化合物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン　(1.7.9)
測定対象室：測定対象室は、原則として全ての居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等(改修工事においては、内装改修等を行った室に限る)とする。使用した材料、室の形状、換気設備等の使用が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうち1室以上を測定してよい。
測定個所数：測定個所数は、次による。また、全ての測定個所においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。

室の床面積A(㎡)	A≦50	50＜A≦200	200＜A≦500	500＜A
測定個所数	1	2	3	4

測定方法：測定は、パッシブ型採取機器を用いる。採取機器、及び採取要領については監督職員の指示による。

24 技術検査　(1.8.2)

回数	中間検査の時期
第1回	
第2回	

25 完成図書等
完成検査後に、次の完成図等を速やかに監督職員に提出する。　(1.9.1)
部数仕様　製本1部　A4版(黒表紙、金文字)
綴じこむもの　(1) 完成図書(意匠図及び構造図)　(2) 完成図及び施工図(原寸)二つ折りに製本したもの
(3) 構造計算書　(4) 保全に関する資料
(5) 電子納品対象工事にあっては、電子媒体　(6) その他監督職員の指示するもの
添付するもの　A3版縮小図(配置図、平面図、立面図、一般断面図)とする。

㉖ 電子納品等
電子媒体(監督職員提出用)　提出部数：(　)部
電子媒体に格納するもの　完成図(CAD　PDF)　監督職員が指示した図面等
完成写真(外観図5枚程度　内観図5枚程度)
工事概要ファイル
各種工事関係資料

受注者は、次により電子納品を行うものとする。ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。
(1) 完成図等は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン(営繕工事編)、営繕工事電子納品要領【令和4年改定】」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」(以下、「要領等」という。)に基づいて作成すること。「要領等」で特に記載のない事項については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。
(2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。
(3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。

㉗ 設備工事との取合い
施工範囲　建築工事特記仕様書の区分表又は工事区分表（図示）による。
施工図　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

㉘ 契約不適合点検
契約事項による契約不適合責任期間満了前に契約不適合点検を行うので受注者は立ち会うこと。

29 環境への配慮
受注者は監督職員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。

30 快適トイレ導入対象
(1) 設置に要する費用は、当初は計上していない。
(2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料ににより、設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。
また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

31 法定外の労災保険
本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

32 地下埋設物の損傷事故防止について
・本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル(営繕工事)(令和7年2月) 秋田県建設部営繕課」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

・本工事と接近する地下埋設物は以下のとおりである。

地下埋設物の種類	管理者	条件等	貸与する資料

33 架空線等上空施設の損傷事故防止について
・架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル(営繕工事)(令和7年2月) 秋田県建設部営繕課」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

・本工事範囲内にある架空線等上空施設は以下のとおりである。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料

② 仮設工事

1 仮囲い
設ける（位置、延長等は図示による）
・万能鋼板　（H＝　）　・波板鉄板（H＝　1.8m　）
・単管シート　（H＝　）　・
・シートゲート（H＝　、W＝　）×　カ所

2 騒音・粉じん等の対策
防音パネル、防音シート　(2.1.3)
・設ける(位置、延長等は図示による)
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
・図示による

③ 足場等
内部足場　脚立、足場板等　⊙　移動足場　(2.2.1)
外部足場　※枠組足場(※　手すり先行工法　・その他)
・くさび緊結式足場(※　手すり先行工法　・その他)
設置範囲（・図示による　・　）
足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省令和5年12月26日)」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場によるものとする。
防護シート　※設ける（設置範囲　・図示による　・　）　・設けない
材料、撤去材等の運搬方法
・A種　・B種　・C種　・D種　・E種
C種：利用可能なエレベーター　・図示による
D種：利用可能な階段　・図示による

④ 既存部分の養生
既存部分の養生　※ビニールシート等　・　(2.3.1)
既存家具等の養生　※ビニールシート等　・
備品、机・ロッカー等の移動　・行う（図示）　※行わない
既存ブラインド、カーテン等養生及び保管場所
・養生を行う　（養生の方法：　保管場所：　）
・養生を行わない
既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行うものとする。

5 仮設間仕切り
仮設間仕切り　・設ける　・A種　・B種　※C種　(詳細は図示による)　(2.3.2)
仮設扉　・設ける　※合板張り木製扉　・　(詳細は図示による)

6 監督職員事務所等
規模：　・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度　(2.4.1)
・受注者事務所の中に監督職員用スペース(　)㎡程度確保する。
備品：　机、いす、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全帯、冷暖房機器、その他監督職員の指示するもの。
縮小製本図を備える場合は（　）部

⑦ 工事用水及び電力
工事用水　構内既存の施設　⊙利用できる　(※有償　・無償)　・利用できない
工事用電力　構内既存の施設　⊙利用できる　(※有償　・無償)　・利用できない

⑧ 工事表示板の設置
監督職員が指定する箇所に一箇所設置する。　(2.4.1)
表示時期は、工事着工時から完成時までとする。
表示板の形式

建築工事の表示	
工事名称	平鹿地域局庁舎内手動式パイプゲート設置工事
構造・規模	鉄筋コンクリート造　平屋建て　㎡
工事期間	令和　8 年　12 月　1 日　～　令和　9 年　2 月　1 日
建築主	横手市　平鹿地域局　産業建設課
設計者	有限会社　大嶋建築設計事務所
工事監理者	
工事監督者	
工事施工者	

注1　表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。
2　地色は、マンセル記号1GY7．5／8とし黒文字（角ゴシック）で表現する。
3　建築主は、契約担当者名とすること。
4　表示板の大きさ
※1号（横180cm×縦 90cm）　・2号（横240cm×縦120cm）
・3号（横360cm×縦180cm）　・その他（　）
※建設リサイクル法遵守指導としての「届出（通知）済シール」を建設業許可標識等に貼り付けること。

9 工事概要の表示
表示する
建物のイメージがわかるようパース等を活用して表示する。
（サイズ1,800mm×900mm　カラーコピーラミネート加工程度）

10 建設発生土の処理
本工事より発生する建設発生土は、次の場所に搬出するものと想定している。
・工事発生後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議する。
建設発生土量　（　）m³
発生場所　（　）
搬出先、距離　（　km）
受入条件　（　）
・構外指示の場所に搬出する。　・構内指示の場所にたい積する。　・構内指示の場所に敷きならす。

3 防水改修工事

1 降雨等に対する養生方法
改修標準仕様書 3.1.3(5)(ア)～(ウ)による　・　(3.1.3)

2 既存防水層の処理
既存保護層の撤去　・行う（範囲・図示による　・　）　(3.2.3)
既存防水層の撤去　・行う（範囲・図示による　・　）　(3.2.4)
改修用ドレン　・設ける（POAS,POASI,POD,PODI,POS,POSI,POX工法の場合 主防水材製造所の仕様による）　(3.2.5)
既存下地の補修及び処置　(3.2.6)
補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示による　・
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去　・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）
既存保護層の補修及び処置（POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法））
・既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立ち上り部等の補修及び処置
※改修標準仕様書 3.2.6(4)(ウ)(g)①～③による　・
架台回り等の処置　・図示による

3 アスファルト防水
屋根保護防水
防水層の種別　(3.1.4)　(3.3.2～5)

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
・P2A	・A-1 ・A-2 ・A-3			※ポリエチレンフィルム 厚さ 0.15mm以上 ・
・P1B	・B-1 ・B-2 ・B-3			
・P2AI	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3		（材質） ※JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き） ・ （厚さ）・25mm　・50mm	・ ※フラットヤーンクロス 70g/㎡程度
・P1BI	・BI-1 ・BI-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表 3.3.3、表3.3.4、及び表3.3.8表3.3.9による　・

部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表 3.3.3から表3.3.9による　・
平場の保護コンクリート厚さ　(3.3.5)
・こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
・床タイル張り等の仕上げ　※水下　60mm以上　・
押え金物の材質及び形状寸法　※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)　・　(3.3.2)
立上り部の保護　(3.3.2)(3.3.5)
・乾式保護材　（　）
・れんが　（・普通れんが　・化粧れんが　・　）
・コンクリート（　・　工法）
・モルタル押え（屋内）
コンクリートの仕上がりの平たんさ　(3.3.5)
種別　（・　種：改修標準仕様書表 8.1.5 による）
屋上排水溝
・適用する（施行範囲　・図示による　・　）　(3.3.5)

屋根露出防水
防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考
				種類	使用量	
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4			・ ・製造所の仕様による	・ ・製造所の仕様による	
・M3D ・POD	・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4			・ ・製造所の仕様による	・ ・製造所の仕様による	脱気装置 ・設ける 改修用ドレン ・設ける
・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ・DI-2		改修標準仕様書 3.3.2(9) （種類） ・ ・ （厚さ） ・25mm ・	・ ・製造所の仕様による	・ ・製造所の仕様による	脱気装置 ・設ける 改修用ドレン ・設ける

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・
屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示
・

屋内防水
防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	備考
・P1E ・P2E	・E-1 ・E-2		保護層 ・設ける

・E-1の工程3を行う部位　（・　※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位）
押え金物の材質及び形状寸法　・　※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度
屋上排水溝　・適用する（施行範囲　図示による）

4 改質アスファルトシート防水
防水層の種別　(3.1.4)　(3.4.2、3)

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考
				種類	使用量	
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・ ・製造所の仕様による	・ ※製造所の仕様による	・
・M3AS ・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3 (POAS工法のみ)					脱気装置　・設ける 改修用ドレン・設ける
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		改修標準仕様書 3.4.2(3)(ウ) （種類） ・ （厚さ） ・25mm・50mm			脱気装置　・設ける 改修用ドレン・設ける 防湿層　・設ける

改質アスファルトシートの種類と厚さ
※改修標準仕様書表 3.4.1から表 3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類並びに厚さ
※改修標準仕様書表 3.4.1から表 3.4.3による　・
屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシート製造所の指定による　・
押え金物の材質及び形状寸法　※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度　・　(3.4.2)

5 合成高分子ルーフィングシート防水
防水層の種別　(3.1.4)　(3.5.2～4)

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考
				種類	使用量	
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・3			・ ・製造所の仕様による	・ ※製造所の仕様による	脱気装置　・設ける 改修用ドレン・設ける
・S3S	・S-F1 ・S-F2	・ ・PC下地 ・ ・PC下地				脱気装置　・設ける
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・					脱気装置　・設ける
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2 ・SI-M1 ・SI-M2	・ ・PC下地 ・ ・PC下地	改修標準仕様書 3.5.2(3)(エ)(b)による （種類）・ （厚さ）・25mm　・50mm 改修標準仕様書 3.5.2(3)(エ)(a)による （種類）・ （厚さ）・25mm　・50mm			脱気装置　・設ける 改修用ドレン・設ける

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　※非歩行仕様　・軽歩行仕様
SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルム　・設置する

工事名	平鹿地域局庁舎内手動式パイプゲート設置工事
一級建築士事務所	有限会社 大嶋建築設計事務所　〒013-0063　秋田県横手市婦気大堤字婦気前272番地1 事務所（知事）登録第25・10A-0069号　管理建築士・一級建築士第192178号　進藤 利昭　TEL 0182－33－1412
図面名	建築改修工事特記仕様書（Ⅰ）
縮尺	1/-
設計者	二級建築士　第7830号 北嶋　清美
印	
DATE	2026.10
No.	A－01

建築改修工事特記仕様書（Ⅱ）

（令和8年改訂版）　令和8年5月１日以降適用

3 防水改修工事

5 合成高分子ルーフィングシート防水

屋内防水

防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	工法	立上り部の保護モルタル塗り厚さ
・S-C1	・	・	・床塗り工法　・下地ﾓﾙﾀﾙ塗り	※ 7mm以下　・

床塗りの場合の床の目地
目地割り　・　※ 2㎡程度　最大目地間隔 3m程度
目地の種類　・　※押し目地
ルーフィングシートの種類及び厚さ　※改修標準仕様書表 3.5.1から表 3.5.3による　・
絶縁シートの材質　・　※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ0.4mm以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
・
脱気装置の種類及び設置数量　※ルーフィングシート製造所の指定による　・
接着工法の目地処理　ＰＣ下地の場合　・（　）
ＰＣコンクリート部材の入隅部の増張り（種別Ｓ—Ｆ１、ＳＩ—Ｆ１の場合）
・行う（・図示による　・　）
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張り付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法　・

6 塗膜防水

防水層の種別　(3.6.2、3)

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・P0X	※X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H ・		・ ・製造所の仕様による	・ ・製造所の仕様による	脱気装置　・設ける 改修用ドレン・設ける
・L4X	※X-2 ・X-1 ・X-1H ・X-2H ・				脱気装置　・設ける

ウレタンゴム系塗膜防水 X-1（絶縁工法）の脱気装置の種類及び設置数量
※主材料製造所の指定による　・

防水層の種別　(3.6.2、3)

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
・P1Y	※Y-2 ・		※製造所の仕様による	・設ける
・P2Y	※Y-2 ・			

7 シーリング

シーリング改修工法の種類　(3.7.2、3、7、8)
・シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する
エッジング材張り　・適用する

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標仕表 3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書3.7.3(1)(ｱ)～(ｳ)による　・
シーリング材の試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験

8 とい

といその他の材種　(3.8.2、3)
・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・ルーフドレン　・表面処理鋼板
（表面処理鋼板の場合、表面及び裏面の塗膜の種類　・　）
ルーフドレンの材種その他

種別	材種	張掛け幅
ろく屋根用（・縦型　・横型）	・	・100mm以上　・50mm以上
バルコニー用	・	・100mm以上　・50mm以上
バルコニー中継用	・	・100mm以上　・50mm以上

とい受け金物及び足金物
材種及び形状　・　※改修標準仕様書表 3.8.2により溶融亜鉛めっきを行ったもの
多雪地域の軒どいの取付間隔　・適用する
防露材のホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示による　・
鋼管製といの防露巻き　・　※改修標準仕様書表3.8.4による
たてどい受金物の取付け　※図示による　・
ルーフドレンの取付け　・　※改修標準仕様書3.8.3(6)による

9 アルミニウム製笠木

種類　・オープン形式（・押出250形　・押出300形　・押出350形）　(3.9.2、3)
・板材折曲げ形（・オープン形式　・シール形式）
本体幅（　）mm　板厚（※2.0mm　・　mm）
表面処理　種別（　）種
既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示による　・　）
下地補修の工法　※図示による　・
板材折曲げ形笠木の取付け方法　※図示による　・
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法等　※図示による　・

10 施工票

屋根防水工事完了後、仕様、施工業者名、完成年月日を記載した施工票を監督職員の指示する位置に取り付ける。

仕　様	
完成年月日	
施　工　者	

施工票は、縦85mm、横125mm程度とする。

4 外壁改修工事（共通事項）

1 施工数量調査

外壁改修工事の数量調査　(1.6.2)
調査範囲　・図示による　・
調査内容　・ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
・モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては、浮き部を表面に表示し、また、欠損部の形状寸法等を調査する。
・コンクリート表面のはがれ及びはく落部等を壁面に表示する。
・塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部等を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗り材との適合性を確認する。
・その他、監督職員と協議による。
調査報告書（提出部数・2部　・　）

4 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁改修）

1 ひび割れ部改修

樹脂注入工法　(4.1.4) (4.2.2) (4.2.4～7)

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 ・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・	・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
注入状況の確認方法　・　※コアの抜取りを行う
抜取り個数　・　※長さ500mごと及びその端数につき１個
抜取り部の補修方法　※図示による　・

Uカットシール材充填工法　・シーリング材　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
シーリング材の場合、ポリマーセメントモルタルの充填　・行う
・可とう性エポキシ樹脂　・
シール工法　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法

充填工法　(4.1.4) (4.2.2) (4.2.4、8)
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル　・

4 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）

1 ひび割れ部改修工法

樹脂注入工法　(4.1.4) (4.2.2) (4.3.5～7)

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 ・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・	・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
注入状況の確認方法　・　※コアの抜取りを行う
抜取り個数　・　※長さ500mごと及びその端数につき１個
抜取り部の補修方法　※図示による　・
Uカットシール材充填工法
・シーリング材　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
シーリング材の場合、ポリマーセメントモルタルの充填　・行う
・可とう性エポキシ樹脂
シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法

充填工法　(4.1.4) (4.2.2) (4.3.9)
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル
モルタル塗換え工法　(4.1.4) (4.2.2) (4.3.10)
既製目地材　・使用する（形状　）
仕上厚又は全塗厚が 25mmを超える場合の処置　※図示による　・

3 浮き部改修工法

樹脂注入工法　(4.1.4) (4.2.2) (4.3.11～16)

工法	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡)		注入口の箇所数(箇所/㎡)		注入量(mL/箇所)
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※16	・ ※25	—	—	・ ※25
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※25
・アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※50
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	—	—	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※50
・充填工法	—	—	—	—	—
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピン
※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付きアンカーピン
※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm程度　・
充填工法　・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル
モルタル塗換え工法　材料　・現場調合材料　・既調合材料（　）　(4.2.2) (4.3.10)
既製目地材　・使用する（形状　）
仕上厚又は全塗厚が 25mmを超える場合の処置　※図示による　・

4 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁改修）

1 ひび割れ部改修工法

樹脂注入工法　(4.1.4) (4.2.2) (4.4.5、6)

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 ・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・	・

エポキシ樹脂　・低粘度形（ひび割れ幅 0.5mm未満）　・中粘度形（ひび割れ幅 0.5mm以上）
注入状況の確認　・　※コアの抜取りを行う
抜取り個数　・　※長さ500mごと及びその端数につき１個
抜取り部の補修方法　※図示による　・
Uカットシール材充填工法　・シーリング材
充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う
・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法

タイル部分張替え工法　(4.1.4) (4.2.2) (4.4.5.7、8)
接着材の種類　・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
タイル張替え工法
張替え用材料　・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・
・貼付けモルタル（・現場調合材料　・既製調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地位置　※改修標準仕様書表 4.4.2による　・図示による
タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験　・行う
・セメントモルタルによるタイル張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書 4.3.10(3)による）　・
タイル張りの工法
外装タイル　（・密着張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り）
ユニットタイル（・マスク張り　・モザイクタイル張り）
・有機系接着剤によるタイル張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書 4.3.10(3)による）　・
シーリング材の種類　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

3 浮き部改修工法

(4.1.4) (4.2.2) (4.5.9～15)

工法	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡)		注入口の箇所数(箇所/㎡)		注入量(mL/箇所)
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※16	・ ※25	—	—	・ ※25
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※25
・アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※50
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	—	—	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※50
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	・ ※25
・タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—
・タイル張替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピン　※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付きアンカーピン　※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm　・
タイル部分張替え工法　接着材の種類　・ポリマーセメント
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
タイル張替え工法　張替え用材料　・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・貼付けモルタル（・現場調合材料　・既製調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地位置
※改修標仕表 4.5.1による　・
タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験　・行う
・セメントモルタルによるタイル張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・　・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
タイル張り工法　外装タイル　（・密着張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り）
ユニットタイル（・マスク張り　・モザイクタイル張り）
・有機系接着剤によるタイル張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・　・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
シーリング材の種類　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

4 目地改修工法

工法　(4.1.4) (4.4.5.16)
目地ひび割れ部改修工法　・改修標準仕様書4.4.16 (1)による
伸縮調整目地改修工法　・改修標準仕様書4.4.16(2)による
伸縮調整目地の位置及び寸法　・図示による　・

5 タイルの形状、寸法

(4.4.5.8)

施工箇所	形状寸法	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	対凍害性 有	無	耐滑り性	備考

試験張り　・行う
見本焼き　・行う

4 外壁改修工事（塗り仕上げ外壁等改修）

1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

(4.5.4)

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上げ面全体　・図示による	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体　・図示による	
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体　・図示による	
・水洗い工法	※ｻﾝﾀﾞｰ工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・図示による	

2 下地調整塗材

下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル

3 仕上塗材仕上げ

建築内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・　(4.1.4) (4.5.2)
新規仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Si	・	・ゆず肌状（・吹付け・ローラー塗り）
	・外装薄塗材E	・	・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材E	・	・平たん状
	・防水形外装薄塗材E	・	・凹凸状（・吹付け・こて塗り）
	・外装薄塗材S	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り）
厚付け仕上塗材	・外装厚塗材C	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Si	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材E	・	上塗材　・適用する　・適用しない
複層仕上塗材	・複層塗材CE	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
	・複層塗材Si	・	耐候性　※耐候形3種　・
	・複層塗材E	・	上塗材
	・複層塗材RE	・	溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
	・可とう形複層塗材CE	・	樹脂　・ｱｸﾘﾙ系　・
	・防水形複層塗材CE	・	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材E	・	・メタリック
	・防水形複層塗材RE	・	
可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状 耐候性　※耐候形3種　・
	・可とう形改修塗材RE	・	上塗材　溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹脂　・ｱｸﾘﾙ系　・
	・可とう形改修塗材CE	・	外観　※つやあり　・つやなし　・ﾒﾀﾘｯｸ

4 外壁用塗膜防水材塗り

外壁用塗膜防水塗り　(4.1.5) (4.2.2) (4.7.2)
仕上げの形状　・　工法　・
外壁用仕上塗材の耐候性　・
下地挙動緩衝材の適用　・適用する
吹付工法の模様材の種類　・
・所要量　kg/㎡
外壁用仕上塗材の種類　・
・所要量　kg/㎡

5 建具改修工事

1 改修工法

工法　・かぶせ工法　・撤去工法　(5.1.3)
新規に建具を設ける場合　壁部分の開口の開け方　※図示による　・
新規建具周囲の補修方法及び範囲　※図示による　・

2 防火戸

適用箇所（・建具表による　・　）　(5.1.4)
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
・連動させる（・建具表による　・　）

3 見本の製作等

建具見本の製作　・行う（建具符号：　）　(5.1.5)
建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
・納まり等が分かる程度のもの
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　）

4 防犯建物部品

適用する　適用箇所（・建具表による　・　）　(5.1.7)

⑤ アルミニウム製建具

性能等級　(5.2.2～5)
外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　）
枠の見込み寸法　⊙建具表による　・
防音ドア・防音サッシ　遮音性の等級（・　）
断熱ドア・断熱サッシ　断熱性の等級（・　）
耐震ドア　面内変形追随性の等級（・　）
表面処理　外部に面する建具　・ＢＢ－１種　・ＢＢ－２種　・
着色（・アンバー　・ブロンズ・ブラック系　・ステンカラー）
屋内の建具　・ＢＣ－１種　・ＢＣ－２種　・
着色（・アンバー　・ブロンズ・ブラック系　・ステンカラー）
ステンレス鋼板　※ SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1　・
結露水の処理方法　・図示による　・
水切り板、ぜん板　・図示による　・

6 網戸等

網戸等　(5.2.3)

種類	材種	線径	網目
防虫網	※合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	・ ※0.25mm以上	・ ※16～18メッシュ

7 樹脂製建具

性能等級　(5.2.2) (5.3.2～5)
外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　）
枠の見込み寸法　・建具表による
防音ドア・防音サッシ　遮音性の等級（・Ｔ－１　・Ｔ－２　・　）
断熱ドア・断熱サッシ　断熱性の等級（・Ｈ－４　・Ｈ－５　・Ｈ－６　・　）
表面色　※標準色　・特注色
水切り板、ぜん板　・図示による　・
ガラス　※複層ガラス　・

8 鋼製建具

性能等級　(5.2.2) (5.4.2～4)
簡易気密型ドアセット　・適用する（建具符号：・建具表による　・　）
外部に面する建具の耐風圧性　・Ｓ－４（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｓ－５（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｓ－６（建具符号：・建具表による　・　）
防音ドア・防音サッシ　遮音性の等級（・　）
断熱ドア・断熱サッシ　断熱性の等級（・　）
耐震ドア　面内変形追随性の等級（・　）
ステンレス鋼板　※ SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1　・

9 鋼製軽量建具

性能等級　(5.2.2) (5.5.2～4)
簡易気密型ドアセット　・適用する（建具符号：・建具表による　・　）
防音ドア・防音サッシ　遮音性の等級（・　）
断熱ドア・断熱サッシ　断熱性の等級（・　）
耐震ドア　面内変形追随性の等級（・　）
鋼板の種類　・亜鉛めっき鋼板　・ビニル被膜鋼板
・カラー鋼板　・ステンレス鋼板
鋼板の厚さ　・　mm　※改修標準仕様書表 5.5.1による
ステンレス鋼板　※ SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1　・
召合せ、縦小口包み板等の材質　※鋼板　・
戸の心材　防音性能を求める場合の充填材　・グラスウール　・ロックウール

10 ステンレス製建具

性能等級　(5.2.2) (5.4.2) (5.6.2～5)
簡易気密型ドアセット　・適用する（建具符号：・建具表による　・　）
気密性の等級（・　）　水密性の等級（・　）※改修標準仕様書表5.4.1による
外部に面する建具の耐風圧性　※改修標準仕様書表5.2.1による
・Ｓ－４（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｓ－５（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｓ－６（建具符号：・建具表による　・　）
防音ドア・防音サッシ　遮音性の等級（・　）
断熱ドア・断熱サッシ　断熱性の等級（・　）
耐震ドア　面内変形追随性の等級（・　）
ステンレス鋼板　※ SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1　・
表面の仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・鏡面仕上げ　・アクリル樹脂エナメル焼き付け
鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

11 木製建具

建具材の含水率　※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　(5.7.2～4)
表面材の合板及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・第三種
かまち戸　かまち樹種（　）　鏡板樹種（　）　(16.7.2～4)
見込み寸法　・建具表による　※36mm
ふすま　張りの種別　・Ⅰ型　・Ⅱ型
上張り（押入れ等の裏側以外）　・鳥の子　・新鳥の子程度又はビニル紙程度
縁仕上げ　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリアー塗装）
見込み寸法　・建具表による　※19.5mm
戸ふすま　見込み寸法　・建具表による　※30mm
紙張り障子　見込み寸法　・建具表による　※30mm
枠及びくつずりの材料　・建具表による
フラッシュ戸

合板の種類	規格等	表面材の厚さ(mm)
普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り（・　※ ﾗﾜﾝ合板程度） 不透明塗料塗り　（・　※しな合板程度）	※2.5 以上　・
天然木化粧合板	接着の程度（・　） 樹種（　）	※3.2 以上　・
特殊加工化粧合板	品名　（・　） 接着の程度　（・　） 表面性能　（・　） 単板の樹種名　（・　） 化粧加工の方法（・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　⊙ﾌﾟﾘﾝﾄ　・塗装）	※2.4 以上　・
ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）	表裏面の状態による区分（・　） 曲げ強さによる区分　（・　） 耐水性による区分　（・　） 難燃性による区分　（・　）	※2.5 以上　・

⑫ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等　※改修標準仕様書表 5.8.1による　・　(5.8.1～4)
金属製建具用丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書表 5.8.2による　・
樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書表 5.8.3による　・
握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置　・建具表による　・
鍵　マスターキー　・製作しない　・製作する（製作範囲　）
・既存のマスターキーに合わせる
その他の鍵　※各室３本１組　・
鍵箱　・有　・無

⑬ 自動ドア開閉装置

引き戸用駆動装置　性能値　※改修標準仕様書表 5.9.1による　・　(5.9.1～3)
防錆　・適用する
車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置　性能値　※改修標準仕様書表 5.9.2による　・
防錆　・適用する
引き戸用検出装置　性能値　※改修標準仕様書表 5.9.3による　・
防錆　・適用する
戸の開閉方式　・建具表による
引き戸検出装置の種類及び必要性能項目　※建具表による
凍結防止措置　・適用する（適用箇所は建具表による）

14 自閉式上吊り引戸装置

性能　※改修標準仕様書表 5.10.1による　(5.10.3)

15 重量シャッター

種類　・管理用シャッター　耐風圧強度　（　）Pa　(5.11.2、3)
・外壁用防火シャッター　耐風圧強度　（　）Pa
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
開閉方式による種類　※電動式（手動併用）　・手動式
急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動ｼｬｯﾀｰの設置箇所　※図示による
障害物感知装置を設けた電動ｼｬｯﾀｰの設置箇所　※図示による
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構　・設ける（設置箇所　※図示による）
シャッターケース（防火、防煙以外の場合）　・設ける
ｽﾄﾗｯﾄ及びｼｬｯﾀｰｹｰｽ用鋼板　鋼板の種類　・溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3302)
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3312)
めっきの付着量　※Z12又はF12　・

16 軽量シャッター

開閉形式　※手動式　・電動式（手動併用式）　(5.12.2～4)
耐風圧強度　（　）Pa
電動式の場合の安全装置
急降下停止装置　・設置する（・図示による　・　）　・設置しない
障害物感知装置の設置箇所　・図示による　・（　）
スラットの材質　・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3312)
めっきの付着量（※Z06又はF06　・　）
・塗装溶融 55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛合金めっき鋼板（JIS G 3322)
めっきの付着量（※AZ90　・　）
スラット形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

17 オーバーヘッドドア

(5.13.2～3)

ｾｸｼｮﾝ材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙの材料
※ｽﾁｰﾙﾀｲﾌﾟ ・ｱﾙﾐﾆｳﾑﾀｲﾌﾟ ・ﾌｧｲﾊﾞｰｸﾞﾗｽﾀｲﾌﾟ	・125 ・100 ・75 ・50	※ﾊﾞﾗﾝｽ式 ・ﾁｪｰﾝ式 ・電動式	・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ形 ・ﾛｰﾍｯﾄﾞ形 ・ﾊｲﾘﾌﾄ形 ・ﾊﾞｰﾁｶﾙ形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ｽﾃﾝﾚｽ鋼板 （※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1）

⑱ ガラス

フロート板ガラス　品種及び厚さの呼びによる種類　・建具表による　(5.14.2～4)
型板ガラス　厚さによる種類　・建具表による
網入板ｶﾞﾗｽ及び線入板ｶﾞﾗｽ　網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによるに種類
・建具表による
合わせｶﾞﾗｽ　材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さの組合せ並びにｶﾞﾗｽの合計厚さによる種類
・建具表による
形状による種類　・平面合わせガラス　・曲面合わせガラス
強化ガラス　形状による種類、材料板ｶﾞﾗｽの種類、厚さの呼びによる種類及び特性による種類　⊙建具表による
熱線吸収板ガラス　板ガラスによる種類及び厚さによる種類　・建具表による
性能による種類　・１類　・２類
複層ガラス　材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さの組合せ並びに複層ｶﾞﾗｽの厚さ　・建具表による
断熱性による区分　・Ｔ１　・Ｔ２　・Ｔ３　・Ｔ４　・Ｔ５　・Ｔ６
日射取得性、日射遮へい性による区分　・Ｇ　・Ｓ
封入気体の種類　・空気　・アルゴン
熱線反射ガラス　板ガラスによる種類及び厚さによる種類　・建具表による
日射遮へい性による区分　・１種　・２種　・３種
倍強度ガラス　材料板ガラスの種類及び厚さによる種類　・建具表による
ガラス留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラスの留め材	ガラス溝の大きさ
アルミニウム製	・シーリング材 ・グレイジングチャンネル形 ・	⊙建具製造所の仕様にによる ・図示による
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※建具製造所の仕様にによる ・図示による
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建具製造所の仕様にによる ・図示による
樹脂製	・グレイジングガスケット ・	※建具製造所の仕様にによる ・図示による

19 ガラスブロック積み

(5.14.5)

表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調 クリア	色調 乳白	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地(mm)
正方形	・125×125	80	・	・	※8～15 ・15～25 ・	外側 ※15以下 ・ 内側 ※ 6以上 ・	※6mm以下ごとに幅10～25 ・図示による ・
	・160×160	・95 ・125	・	・			
	・200×200	・95 ・125	・	・			
	・320×320	95	・	・			
長方形	・250×125	80	・	・			
	・320×160	95	・	・			

壁用金属枠及び補強材・形状　※図示による　・
力骨　材質　※ステンレス鋼(SUS304)　・
寸法　※径5.5mm　・
形状　※はしご形状横筋及び単筋　・
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　※図示による　・
形状　※図示による　・
工法　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法　（　）
目地部の横力骨の納まり　※ガラスブロック製造所の仕様による　・図示による　・

6 内装改修工事

① 改修範囲

既存間仕切り壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲　(6.1.3)
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示による
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示による
既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※既存のまま　⊙図示による

2 既存床の撤去並び下地補修

ビニル床シート等の除去　(6.2.2)
※仕上げ材のみ（接着剤とも）
・下地モルタルとも　（・図示の範囲　・撤去範囲全て）
合成樹脂塗　床材の除去方法　・機械的除去工法　・目荒し工法
改修後の床の清掃範囲　※図示の範囲　・当該室全体

3 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修　(6.3.2)
※改修標準仕様書 4.3.10によるモルタル塗り
（全塗厚　25mmを超える場合の補強　・行う　）
・図示による

④ 木下地等の表面仕上げ

見え掛り面の表面仕上げ材程度　・（　）　(6.5.1)

工事名	平鹿地域局庁舎内手動式パイプゲート設置工事

一級建築士事務所　有限会社　大嶋建築設計事務所
〒013-0063
秋田県横手市婦気大堤字婦気前272番地1
事務所（知事）登録第25・10A-0069号　管理建築士・一級建築士第192178号　進藤 利昭　TEL 0182－33－1412

図面名	縮尺	設計者	印	DATE	No.
建築改修工事特記仕様書（Ⅱ）	1/-	二級建築士　第7830号 北嶋　清美		2026.10	A－02

建築改修工事特記仕様書（Ⅲ）

（令和8年改訂版）　　令和8年5月1日以降適用

⑥ 内装改修工事

5 製材

材料に使用するホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　(6.5.2)

JIS1083（製材）に基づく下地用針葉樹製材　(6.5.2)

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理の方法
壁下地	杉		※2級 ・		※A種 ・B種	
			※2級 ・		※A種 ・B種	

JIS1083（製材）に基づく造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理の方法
見え掛り面			※上小節 ・		※A種 ・B種	
見え掛り面以外			※上小節 ・		※A種 ・B種	
			※上小節 ・		※A種 ・B種	

JIS1083（製材）に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理の方法
			※1級 ・		・A種　・B種 ※10%以下	
			※1級 ・		・A種　・B種 ※10%以下	
			※1級 ・		・A種　・B種 ※10%以下	

JIS1083（製材）以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
			（　　　） 造作材の場合 （※A種　・B種）	・適用する	※A種 ・B種 ・
			（　　　） 造作材の場合 （※A種　・B種）	・適用する	※A種 ・B種 ・
			（　　　） 造作材の場合 （※A種　・B種）	・適用する	※A種 ・B種 ・

⑥ 造作用集成材

材料に使用するホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　(6.5.2)

JIS1152（集成材）に基づく造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
框・三方枠				※1等　・2等
				※1等　・2等

JIS1152（集成材）に基づく化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
	化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等
	化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等

JIS1152（集成材）以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
				※15%以下 ・
				※15%以下 ・

JIS1152（集成材）以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・

7 造作用単板積層材

材料に使用するホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　(6.5.2)

JAS0701（単板積層材）に基づく造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理
		・有 （加工：・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無（等級：　　）	・適用する
		・有 （加工：・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無（等級：　　）	・適用する

JAS0701（単板積層材）以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	含水率	防虫処理
		・有 （加工：・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無（等級：　　）	※14%以下 ・	・適用する
		・有 （加工：・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無（等級：　　）	※14%以下 ・	・適用する

8 合板等

材料に使用するホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　(6.5.2)

普通合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹　※2等以上 ・1等 針葉樹　※C-D以上 ・	・適用する
	・		・1類 ・2類	・	・適用する

構造用合板

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する	・適用する （　　）
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する	・適用する （　　）

パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	厚さ(mm)
畳床		※13タイプ	※P又はM ・	※15 ・
		・		・

構造用パネル

施工箇所	品名	厚さ(mm)
	・	・
	・	・

MDF

施工箇所	厚さ(mm)	表裏上の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
			・		

⑨ 接合具等

材料に使用するホルムアルデヒド放散量　(6.5.3、4)(6.8.2)(6.9.2)(6.11.2～5)

※F☆☆☆☆　・

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地の場合の接着剤の種別

・図示による　・

諸金物

※かすがい、座金、箱金物、短冊金物

(改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品　表8.20.1のF種程度)

・　(形状、寸法、材質　　　)

10 防腐、防蟻、防虫 処理

防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材　(6.5.5)

適用部位：（　　　）

薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4
	・K2　・K3　・K4

薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による ・	※JIS K 1571に適合又は同等品
	・	

薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理　適用部位　（　　　）

防虫処理　・図示による（適用部位：　　）
・ラワン材（JAS 1083-6）K1による

11 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　(6.6.2)

屋内　※19形　・25形　　屋外　・19形　※25形

屋外の軒天井、ピロティ天井等

工法　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法（　　　）

野縁受、吊りボルトおよびインサートの間隔

・図示による　・

周辺部の端からの間隔　・図示による　・

野縁の間隔　・図示による　・

インサート　(6.6.4)

既存埋込インサート　・使用する

あと施工アンカーの確認試験

・行う　（試験箇所数　・　箇所　※屋内の場合、当該階において3箇所）
（確認強度　・　N
※吊りボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度）

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合　補強方法　※図示による　・

・天井のふところが1.5m以上3.0mの場合　補強方法　※改修標準仕様書 6.6.4(8)(7)(イ)による
・

・天井のふところが3.0mを超える場合　補強箇所　※図示による

・天井下地材における耐震性を考慮した補強　補強箇所　※図示による

12 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類　(6.7.3、4)

※改修標仕表 6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・

スタッドの高さが5.0mを超える場合　※図示による　・

出入口及びこれに準じる開口部の補強　※改修標準仕様書 6.7.4(5) による

13 ビニル床シート

(6.8.2、3)

種類の記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ(mm)	備考
※FS ・	トイレ	・無地 ・マーブル柄	・帯電防止 ・耐動荷重性	※2.0 ・	
・		・無地 ・柄物	・防滑性 ・耐薬品性		

熱処理する場合の工法　・　※熱溶接工法

14 ビニル床タイル張り

(6.8.、3)

種類の記号	施工箇所	色柄	寸法(mm)	特殊機能	厚さ(mm)	備考
・TT ・FT ※KT ・FOA ・FOB		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500 ・	・帯電防止 ・防滑性 ・視覚障害者用	・2.0 ・2.5 ・3.0	

15 ビニル幅木

材質の種類　・軟質　・硬質　(6.8.2)

厚さ(mm)　※1.5以上　・

高さ(mm)　※60　・75　・100

16 ゴム床タイル張り

種類　・単層品　・積層品　(6.8.2、3)

色柄　（　　　）

厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　9.0

寸法(mm)　（　　　）

17 カーペット敷き

織じゅうたん　(6.9.2、3)

織り方	パイル形状
・ウィルトンカーペット	・カットパイル
・ダブルフェースカーペット	・ループパイル
・アキスミンスターカーペット	・カット、ループ併用

色柄（・　※模様のない無地）

パイル糸の種類等　・
※無地の織じゅうたんの種別（・A種　・B種　・C種）

帯電性　・適用する

織りじゅうたんの接合方法　※ヒートボンド工法　・つづり縫い

下敷き材　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ　8mm　・

タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	※5～7 ・	・全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する	
・ループパイル	※4～6 ・			
・カット、ループ併用	・			

下敷き材（グリッパー工法の場合）　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ　8mm　・

ニードルパンチカーペット　厚さ(mm)　（　　　）
帯電性　・適用する

タイルカーペット

パイル形状	種類	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	・第二種 ※第一種		・ ※500×500	・ ※6.5	
・カットパイル	・第一種 ・第二種		・ ※500×500	・ ※6.5	
・カット、ループ併用	・第一種 ・第二種		・ ※500×500	・ ※6.5	

タイルカーペットの敷き方

平場　・模様流し　・　※市松敷き

階段部分　・市松敷き　・　※模様流し

見切り、押え金物　材質　（　　　）
種類　（　　　）
形状等　・　※図示による

18 合成樹脂塗床

(6.10.2、3)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 （弾性ウレタン樹脂系塗床）			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 （エポキシ樹脂系塗床）		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			※平滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量　・　※F☆☆☆☆

19 フローリング張り

(6.11.2～6)

種類		工法	樹種	大きさ等
単層	・フローリングボード1等	・釘留め工法（根太張り） ・釘留め工法（直張り） ・接着工法	※なら ・ ・	改修標準仕様書 表 6.11.2、 表 6.11.4 表 6.11.6の ・A種 ・B種 ・C種　による ・
	・フローリングブロック1等	※接着工法		
複合	・複合フローリング	・釘留め工法（根太張り） ・釘留め工法（直張り） ・接着工法		

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・

接着工法の場合の不陸緩衝材　※合成樹脂発泡シート　・

現場塗装仕上げ　・適用する　・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り
※ウレタン樹脂ワニス塗り

20 畳敷き

畳の種別　・A種　・B種　・C種　・D種（畳床・KT-Ⅰ・KT-Ⅱ・KT-Ⅲ・KT-K・KT-N）　(6.12.2)

下地の種類　・標準仕様書表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン）
・

衝撃緩和型畳（畳表：・C1　・C2）

㉑ せっこうボードその他ボード及び合板張り

(6.13.2、3)

種類等	厚さ(mm)、規格等
・木毛セメント板 ・硬質(HW)・中質(MW)・普通(NW)	※図示による　・ ・15　・20　・25　・
・木片セメント板 ・硬質(HF)・普通(NF)	※図示による　・ ・12　・15　・18　・21　・30　・
・けい酸カルシウム板（タイプ2） 普通ボード0.8FK	※図示による　・ ・6　・8　・
・火山性ガラス質複層板 種類　※図示による　・	※図示による　・ ・
・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	※図示による　・ ・3　・7　・9　・12　・
・ハードボード ・スタンダードボード(無処理) ・素地ハードボード ・未研磨板（RN） ・研磨板（SR） ・内装用化粧ハードボード（DI） ・テンパードボード(処理) ・素地ハードボード ・未研磨板（RN） ・研磨板（SR） ・外装用化粧ハードボード（DE）	※図示による　・ ・2.5　・3.5　・5　・7　・
・インシュレーションボード ・A級インシュレーションボード(A-IB) ・天井仕上げ材 ・内装仕上げ材	※図示による　・ ・9　・12　・15　・18　・
・単板張りパーティクルボード ・無研磨板（VN） ・研磨板（VS）	※図示による　・ ・10　・12　・15　・18　・
・化粧パーティクルボード ・単板オーバーレイ（DV） ・プラスチックオーバーレイ（DO） ・塗装（DC）	※図示による　・ ・10(難燃)　・12(難燃)　・
・ロックウール化粧吸音板(DR) ・フラットタイプ ・凹凸タイプ	※図示による　・ ・9（不燃）　・12(不燃)　・ ・12(不燃)　・15(不燃)　・
・ロックウール吸音ボード（1号）	※図示による　・ ・25　・
・グラスウール吸音ボード(32K)	※図示による　・ ・25(ガラスクロス包み)　・
⊙せっこうボード(GB-R)	※図示による　・ ・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
・シージングせっこうボード(GB-S)	※図示による　・ ・12.5(・不燃　・準不燃)　・
・強化せっこうボード(GB-F)	※図示による　・ ・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
・せっこうラスボード(GB-L)	※図示による　・ ・9.5　・
・不燃積層せっこうボード(GB-NC) ・化粧無し（下地張り用） ・化粧有り（トラバーチン模様）	※図示による　・ ・9.5(不燃)　・
・普通合板	※図示による　・ 防虫処理　・行う
・天然木化粧合板	※図示による　・ 防虫処理　・行う
・特殊加工化粧合板	※図示による　・ 化粧加工の方法 ・オーバーレイ　・プリント　・塗装 防虫処理　・行う

せっこうボード等の下地は図示による

遮音シール材　・適用する（・シーリング材　・ジョイントコンパウンド）

合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・

合板類の張付け　※B種　・A種

天井のボード類(ロックウール吸音板等を除く)の重ね張りを行う場合　※図示による　・

せっこうボードの目地工法　・仕上げ表による

突付け工法及び目透し工法のエッジの種類　・ベベルエッジ　・スクェアエッジ

表面への化粧張り等の加工　※図示による

22 壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　(6.14.2、3)

施工箇所	壁紙の種類						防火性能
	紙	繊維	塩化ビニル	プラスチック	無機質	その他	
トイレ他	・	・	・	・	・	・	・準不燃　・難燃　※不燃
	・	・	・	・	・	・	・準不燃　・難燃　※不燃
	・	・	・	・	・	・	・準不燃　・難燃　※不燃

モルタル・せっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　※B種　・A種

コンクリート面の素地ごしらえの種別　※B種　・A種

せっこうボード面及びその他の素地ごしらえの種別　※B種　・A種

23 モルタル塗り

モルタル　・現場調合材料　(6.15.3、5、6)
（セメントは改修特記仕様書8－2　コンクリート工事による）
・既調合材料（　　　）

既製目地材　・設ける　施工箇所（　　　）
形状（※図示による　・　　）

床目地　・設ける（目地の種類　・　※押し目地）
（目地割り　・　※2㎡程度）
（最大目地間隔　・　※3m程度）

壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が 25mmを超える場合の下地処理　・図示による　・

24 タイル張り

伸縮調整目地の位置　床タイル　（※縦、横とも 4m以内ごと　・図示による　・　　）　(6.16.2～4)
床タイル以外　（・図示による　・　　）

伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書3章による

・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り

タイルの形状、寸法

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	給水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り　・行う

見本焼き　・行う

・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り

タイルの形状、寸法

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	給水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考参考品番
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り　・行う

見本焼き　・行う

内装タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆　・

25 セルフレベリング材塗り

種類及び品質　・セメント系　・せっこう系　(6.17.2、3)

標準塗厚　（　　　mm）

⑦ 塗装改修工事

① 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　(7.1.3)

※F☆☆☆☆　・

防火材料　※屋内の壁、天井仕上げ材は防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。　（箇所：　　　）

② 下地調整

塗替えPB種の場合の既存塗膜の除去範囲　(7.2.1～7)

※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・図示による　・

既存錆止め塗料の鉛含有調査　・行う（　　　箇所）

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	・ ※不透明塗料塗りの場合は、RB種	
鉄鋼面	・　※RB種	
亜鉛めっき鋼面	・　※RB種	
亜鉛メッキ鋼面（鋼製建具等）	・　※RB種	
モルタル面、プラスター面	・　※RB種	・行う
コンクリート面（DP以外）、　ALCパネル面	・　※RB種	・行う
押出成形セメント板面	・RA種　・RB種 ・RC種	・行う
コンクリート面（DP）、　押出成形セメント面	・RB種　・RC種	・行う
せっこうボード面、その他のボード面	・　※RB種	

③ 素地ごしらえ

(7.3.2～7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種　・B種
	透明塗料塗りの場合	・A種　※B種
鉄鋼面（DP以外）		・A種　・B種　※C種
鉄鋼面（DP）		・A種　※B種　・C種
亜鉛めっき鋼面		・A種　・B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		・A種　※B種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		・A種　※B種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		・A種　・B種
コンクリート面（DPのみ）		・A種　※B種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	※A種　・B種
	目地：継目処理工法以外	・A種　※B種

4 錆止め塗料塗り

(7.4.2、3)

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP 工程の種別 表7.4.3	塗替え	As種	※C種　・
		新規見え掛り	As種	※A種　・
		新規見え隠れ	As種	※B種　・
	EP-G 工程の種別 表7.4.3	塗替え	・As種　※Bs種	※C種　・
		新規見え掛り	・As種　※Bs種	※A種　・
		新規見え隠れ	・As種　※Bs種	※B種　・
	DP 工程の種別 表7.4.4	塗替え	7.4.2(1)(イ) （b）による	・B種(下地調整RB) ・C種(下地調整RC) ・
		新規	7.4.2(1)(イ) （a）による	・A種 ・
亜鉛めっき鋼面	SOP 工程の種別 表7.4.5	塗替え	※Az種　・Bz種	※C種　・
		新規鋼製建具等	※Az種　・Bz種	※A種　・
		新規その他	※Bz種　・	※B種　・
	EP-G 工程の種別 表7.4.5	塗替え	Cz種　・	※C種　・
		新規鋼製建具等	Cz種　・	※A種　・
		新規その他	Cz種　・	※B種　・
	DP 工程の種別 表7.4.6	塗替え	Bz種　・	・
		新規	Bz種　・	・

⑤ 塗装

(7.5.2～7.13.2)

塗装の種別	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り （SOP） 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	・　※B種	※A種　・
	木部屋内	・　※B種	※B種　・
	鉄鋼面	・　※B種	・A種　※B種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	・　※A種	※B種　・
	〃　（鋼製建具以外）	・　※B種	※B種　・
⊙クリヤラッカー塗り（CL）		・A種　※B種	・A種　※B種
・アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り（NAD）		・A種　※B種	・A種　※B種
・耐候性塗料塗り （DP）	鉄鋼面 上塗り等級（　2　）級	・	—
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　　）級	・	—
	コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・	・A－1種 ・B－1種 ・C－1種
・つや有り合成樹脂 エマルションペイント塗り （EP－G）	コンクリート面等	・　※B種	・A種　※B種
	屋内の木部	・　※B種	・　※A種
	屋内の鉄鋼面	・　※B種	・A種　※B種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	・　※B種	※A種　・B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）		・　※B種	・A種　※B種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP－T）		・　※B種	・A種　・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		・A種　※B種	・A種　※B種
・ピグメントステイン塗り		ピグメントステイン塗り	
・木材保護塗料塗り（WP）		・A種　※B種	・A種　※B種

つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め

・

※改修標準仕様書表 7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗り替えの場合のしみ止め

※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書表 7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

8 耐震改修工事　共通事項

1 適用範囲

改修標準仕様書　第８章　耐震改修工事

改修標準仕様書において　「第８章　耐震改修工事」以外の改修工事で第８章を引用している部分

工事内容
- ・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- ・鉄骨ブレースの設置工事
- ・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
- ・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
- ・連続繊維補強工事
- ・耐震スリット新設工事
- ・免震改修工事
- ・制振改修工事
- ・土工事及び地業工事
- ・

2 既存部分の撤去等

既存構造体の撤去　(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.24.4)(8.25.2)

撤去範囲　・図示による（　　　）　・

はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置　・図示による（　　　）　・

既存構造体コンクリートの目荒らしの程度及び範囲　(8.21.3)(8.22.3)(8.23.3)

・既存柱、梁面　打継ぎ面の 15～30%程度に、
平均深さ 2～5mm（最大 7mm）程度の凹凸を全体にわたってつける

・既存壁　打継ぎ面の 10～15%程度に、
平均深さ 2～5mm（最大 7mm）程度の凹凸を全体にわたってつける

既存杭の撤去等　(8.28.2)
- ・撤去範囲及び工法　・図示による（　　　）　・
- ・杭頭部の処理　・図示による（　　　）　・
- ・既存杭の補強　・図示による（　　　）　・
- ・既存杭の健全性を確認する試験　・行う　・図示による（　　　）

8－1 耐震改修工事（鉄筋工事）

1 鉄筋の種類

(8.2.1)

種類の記号	呼び径（mm）	備考
・SD295 ・SD345		

2 溶接金網

形状等　(8.2.2)

種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径（mm）	使用部位
・溶接金網	WFP		
・鉄筋格子			

3 鉄筋の継手及び定着

継手方法　(8.3.4)(8.4.2、3)

適用箇所	継手方法	呼び径（mm）
・柱・梁の主筋	・ガス圧接　・機械式継手　・溶接継手	
・耐力壁の鉄筋	・重ね継手　・	
・その他の鉄筋 （　　　）	・重ね継手　・	

継手位置　※図示による　・

柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ　※図示による　・

耐力壁の重ね継手の長さ　※図示による　・

鉄筋の定着長さ　※図示による　・

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む）

最少かぶり厚さ　※図示による　・　(8.3.5)

軽量コンクリートを適用する場合
・あり　適用箇所（　　　）
・最少かぶり厚さに加える厚さ（　　　）mm

耐久性上不利な部分（塩害を受けるおそれのある部分等）　・あり　適用箇所（　　　）
・あり　適用箇所（　　　）
・最少かぶり厚さに加える厚さ（　　　）mm

5 圧接完了後の試験

外観、超音波探傷試験　(8.3.8)
行う（全数圧接部）

外観試験で不合格となった場合の措置　(8.4.2)
※改修標準仕様書 8.4.2(5)による　・図示による　・（　　　）

超音波測定試験で不合格となった場合の措置　(8.4.2)
・図示による　・（　　　）

6 機械式継手

適用箇所　・図示による（　　　）　・　(8.4.2)
H12 建告第 1463号に適合する性能
・A種　・

機械式継手の種類　・図示による（　　　）

7 溶接継手

適用箇所　・図示による（　　　）　・　(8.4.3)
H12 建告第 1463号に適合する性能　・A種　・

溶接継手の工法　・図示による（　　　）

工事名	平鹿地域局庁舎内手動式パイプゲート設置工事

一級建築士事務所　有限会社　大嶋建築設計事務所
〒013-0063
秋田県横手市婦気大堤字婦気前272番地1
事務所(知事)登録第25-10A-0069号　管理建築士・一級建築士第192178号　進藤 利昭　TEL 0182-33-1412

図面名	縮尺	設計者	印	DATE	No.
建築改修工事特記仕様書（Ⅲ）	1/-	二級建築士　第7830号 北嶋　清美		2026.10	A－03

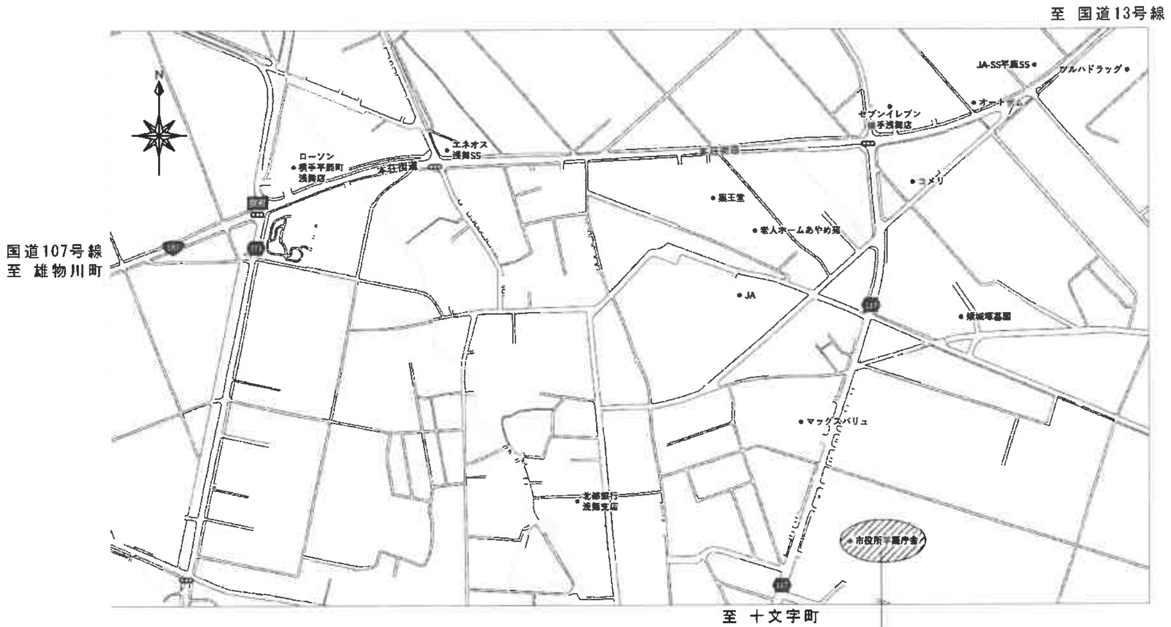

【案内図】

工事場所：横手市平鹿町浅舞字覚町後138

工事概要

1．建物改修工事
・庁舎内に間仕切り用手動式パイプゲートを設置する （天井レール仕様） ・設置に伴う一部天井解体・再仕上げ補修 ・設置に伴う内壁等補修
2．その他
・ ・ ・

現況仕上げ表

＜内部＞	
事務室	（天井）化粧石膏吸音ボード 79.5mm 900角
玄関ホール	（天井）化粧石膏非吸音ボード 79.5mm 900角

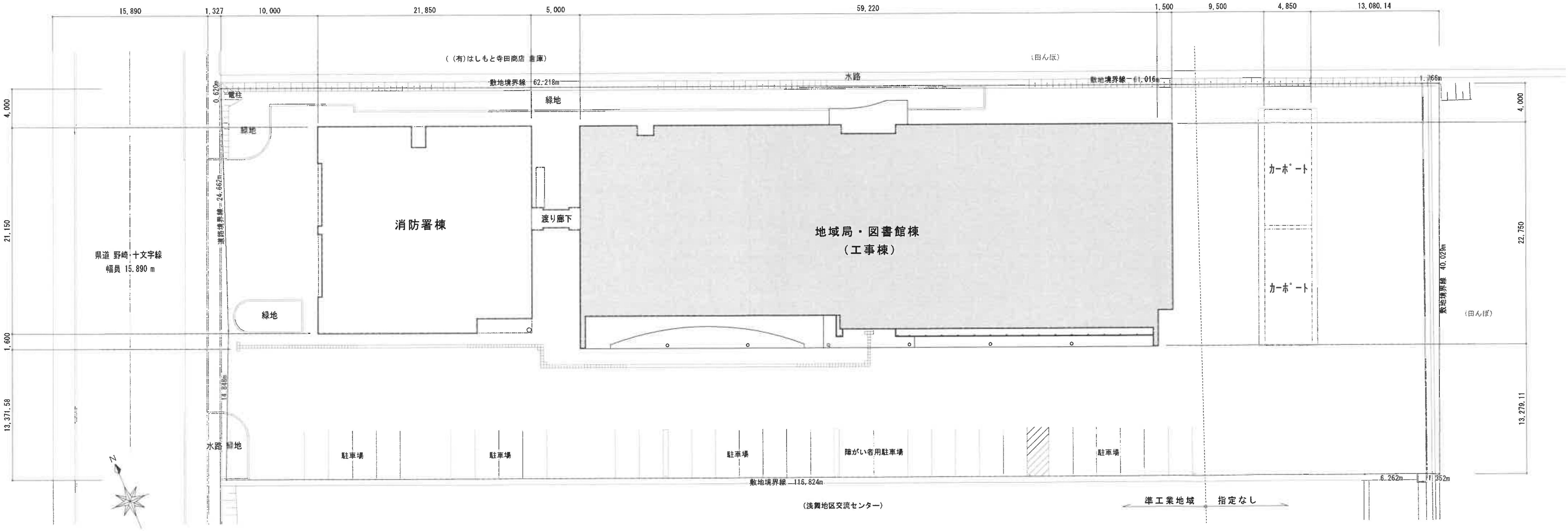

【配置図 1/300】

工事名			図面名		縮尺	設計者	印	DATE	No.
	平鹿地域局庁舎内手動式パイプゲート設置工事	一級建築士事務所 有限会社 大嶋建築設計事務所 事務所(知事)登録第25·10A-0069号 管理建築士·一級建築士第192178号 進藤 利昭 〒013-0063 秋田県横手市婦気大堤字婦気前272番地1 TEL 0182-33-1412		案内図、配置図、工事概要、仕上げ表	1/300	二級建築士 第7830号 北嶋 清美		2026.10	A－04

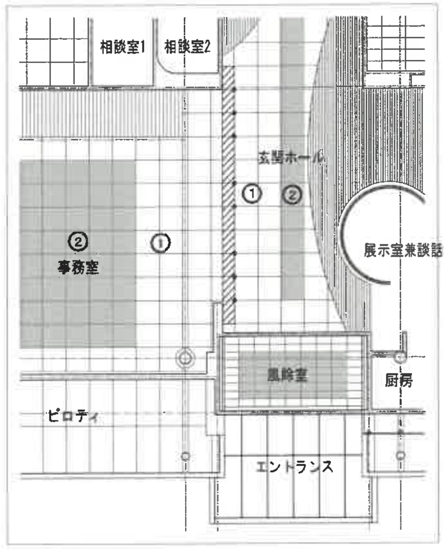

【天井伏図　1/200】

記号	仕上
①	<現況> 化粧石膏非吸音ボード 79.5mm　900角
②	<現況> 化粧石膏吸音ボード 79.5mm　900角
▨	解体・再仕上　化粧石膏非吸音ボード 79.5mm　900角

（∘現況照明器具：支障のある場合は、撤去・再取付とする）

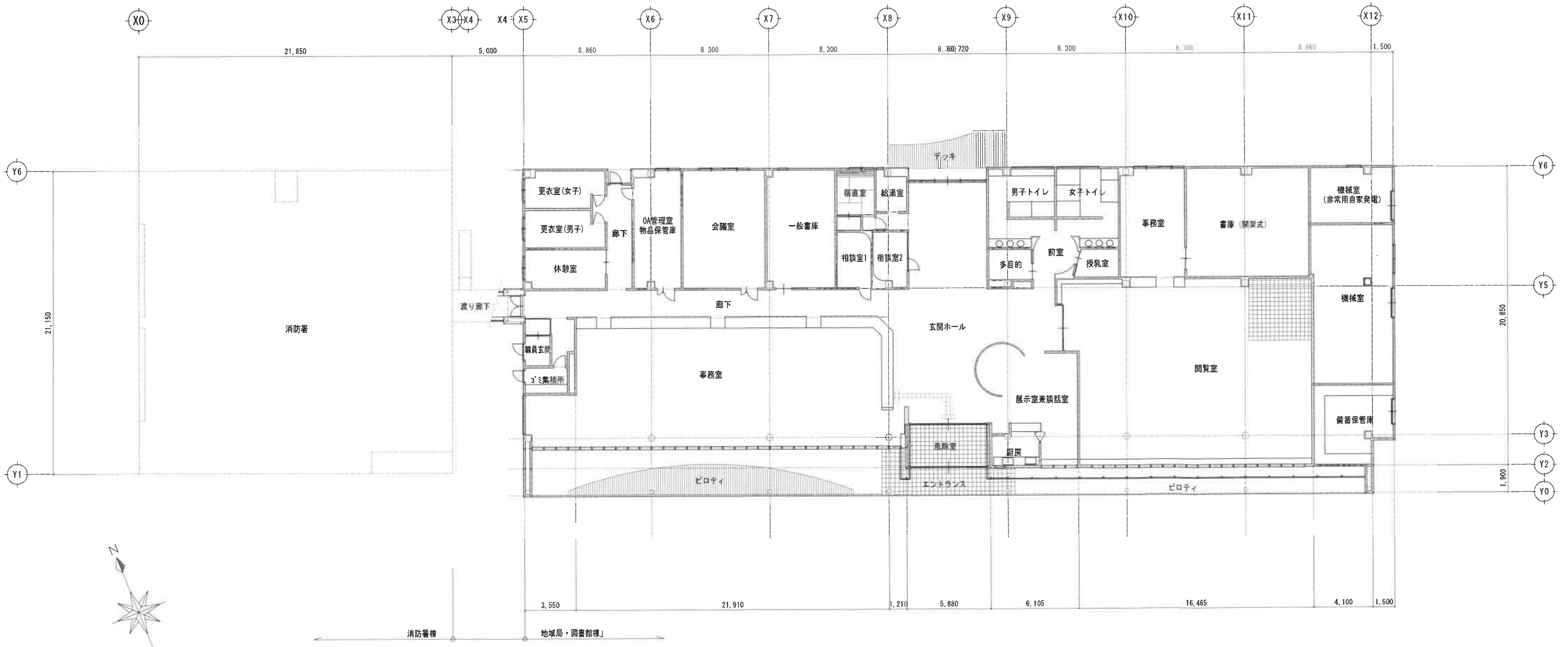

【１階平面図　1/200】

工事名	平鹿地域局庁舎内手動式パイプゲート設置工事
	一級建築士事務所　有限会社　大嶋建築設計事務所　〒013-0063　秋田県横手市婦気大堤字婦気前272番地1 事務所（知事）登録第25・10A-0069号　管理建築士・一級建築士第192178号　進藤 利昭　ＴＥＬ　０１８２－３３－１４１２
図面名	１階平面図、天井伏図
縮尺	1/200
設計者	二級建築士　第7830号 北嶋　清美
印	
DATE	2026.10
No.	Ａ－０５

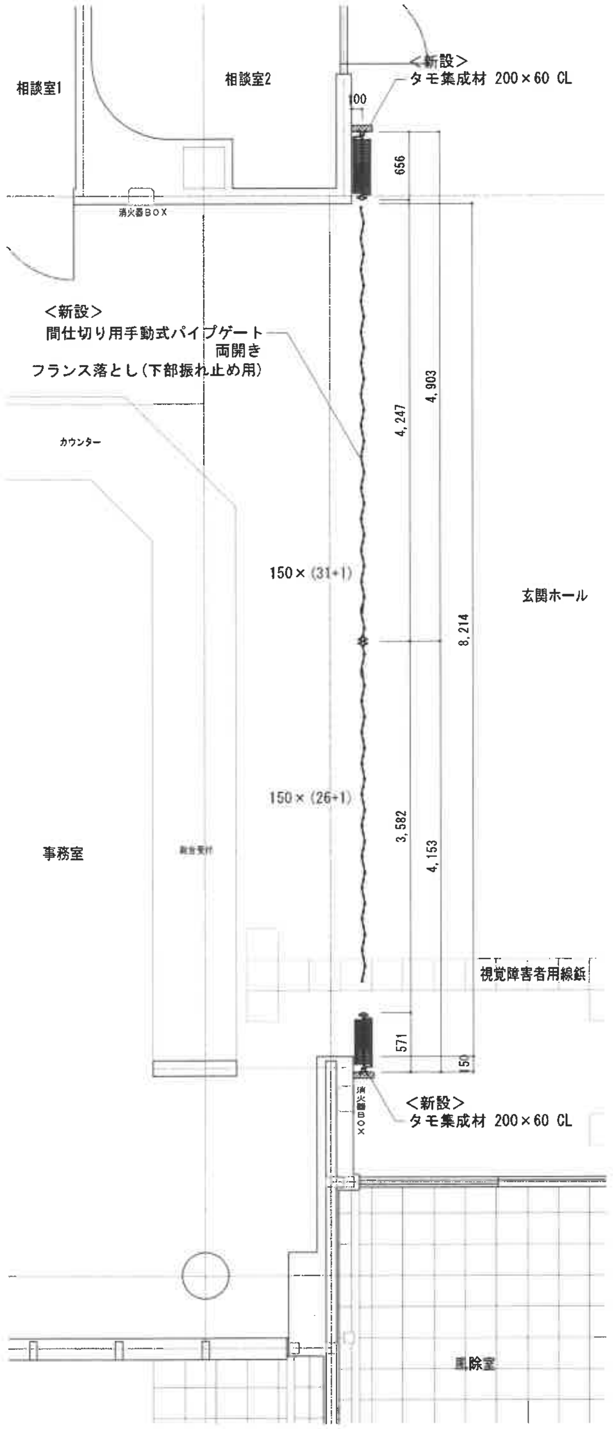

【平面詳細図　1/50】

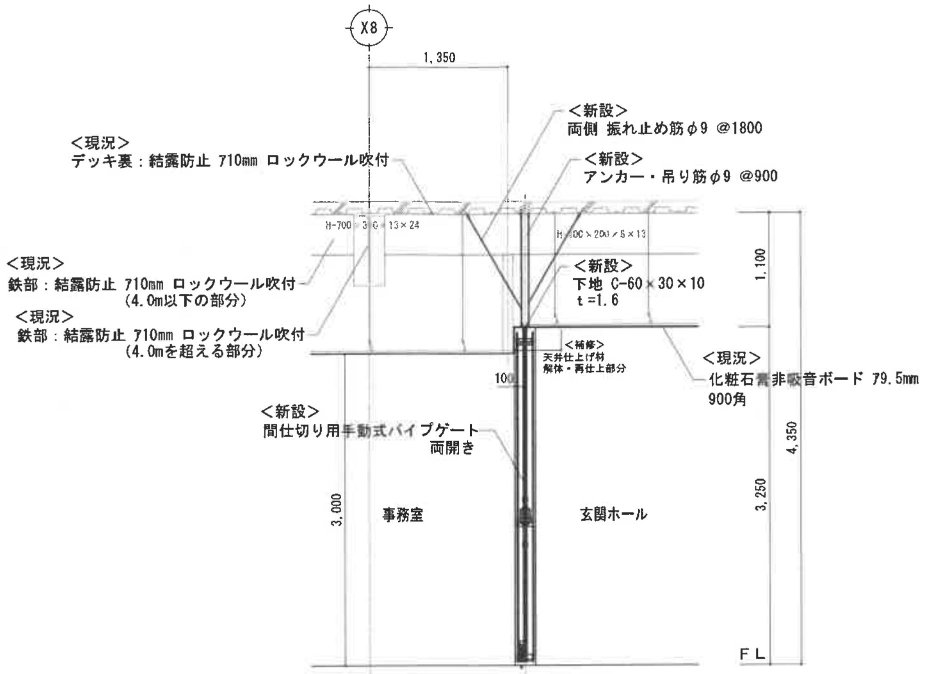

【断面詳細図　1/50】

商品仕様 (SS－1)、(SS－2)

名称		パイプカーテン150-P型
スタイル・仕様等		C型レール
商品記号		
ハンガーレール	材質	アルミニウム合金、アルマイト仕上げ
	寸法	幅39mm × 高さ31mm、長さ定尺4m
本体用フレーム	材質	アルミニウム合金、アルマイト仕上げ
	寸法	36mm × 40mm
壁面受けフレーム	材質	アルミニウム合金、アルマイト仕上げ
	寸法	36mm × 21mm
パイプ	材質	アルミニウム合金、アルマイト仕上げ
	寸法	φ12mm、肉厚1.5mm
透明パネル	材質	ＰＥＴ樹脂
	寸法	幅59mm、肉厚3mm
フランス落とし(下部振れ止め用)		アルミ製 幅25mm × 高さ150mm × φ8 × 80mm
把手		アルミニウム合金 シルバー仕上げ
施錠用カマ錠		HORI-238（専用品）
両面キーレックス (SS-3)		加工共

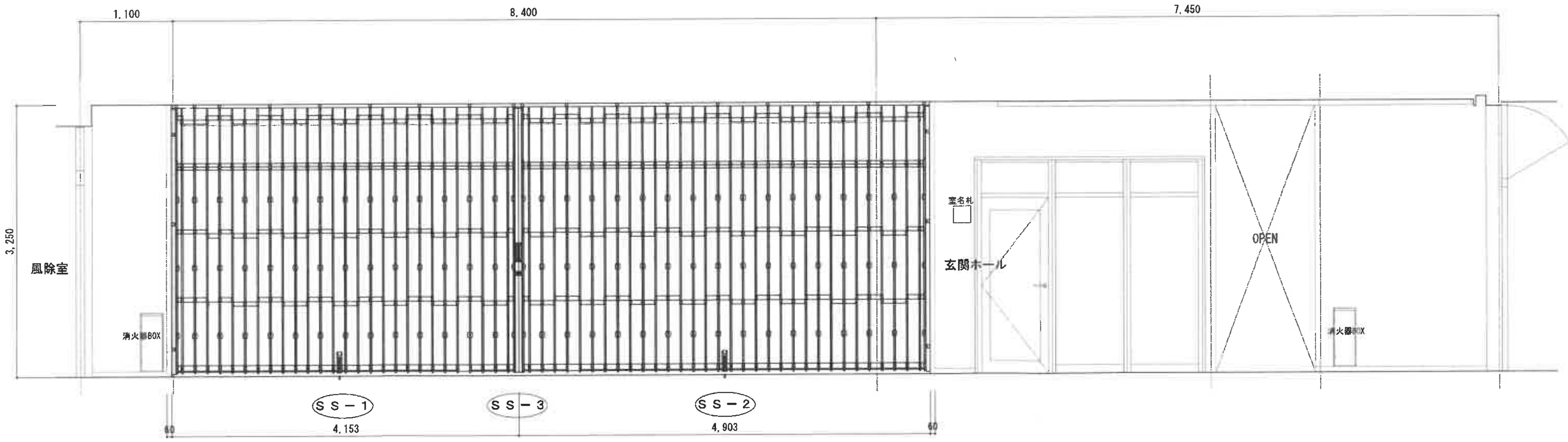

【展開図　1/50】

工事名	平鹿地域局庁舎内手動式パイプゲート設置工事	一級建築士事務所 有限会社 大嶋建築設計事務所 〒013-0063 秋田県横手市婦気大堤字婦気前272番地1 事務所(知事)登録第25･10A-0069号 管理建築士･一級建築士第192178号 進藤 利昭 TEL 0182−33−1412	図面名	平面詳細図、断面詳細図、展開図	縮尺 1/50	設計者 二級建築士 第7830号 北嶋 清美	印	DATE 2026.10	No. Ａ－０６